（様式第３）

2025（令和７）年XX月XX日

リスキリングを通じたキャリアアップ支援事業基金設置法人　殿

代表事業者 住所

　　 氏名 　（法人の名称）

　　（代表者の役職・氏名）

共同事業者 住所

　　 氏名 　（法人の名称）

　　（代表者の役職・氏名）

（共同申請の場合は、全ての事業者を続けて記載）

補助事業の詳細

1. 事業全体としての計画
   1. 支援に取り組むスキルの分野や対象とする業界等について

※別添１支援対象者と転職先の産業・企業、リスキリング講座の内容に記載

* 1. 実施スケジュール

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業内容 | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 |
| ①募集・システム改修等 |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| ②キャリア相談対応 |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| ③リスキリング提供 |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| ④転職支援 |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| ⑤フォローアップ |  |  |  |
|  |  |  |  |

※「①募集・システムの改修等、②キャリア相談対応、③リスキリング提供、④転職支援」は、

　　　2026年度までのスケジュールとしてください。

* 1. 成果目標

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 目標対象者 | 目標人数 | | |
| 2025年度 | 2026年度 | 合計 |
| 集客目標人数 | 人 | 人 | 人 |
| 支援開始人数 | 人 | 人 | 人 |
| 講座受講修了人数 | 人 | 人 | 人 |
| 転職完了人数 | 人 | 人 | 人 | |

※別添６「補助金算定」に記載してください。

（集客目標人数はD19、支援開始人数はD20、講座受講修了人数はD21のセルに対応。）

※「講座受講修了人数」は、別添５「リスキリング経費」シートの総受講者数の合計と整合をとること。

* 1. 成果目標の根拠

|  |  |
| --- | --- |
| 目標対象者 | 目標人数の設定根拠 |
|
| 集客目標人数 |  |
| 支援開始人数 |  |
| 講座受講開始人数 |  |
| 講座受講修了人数 |  |
| 転職完了人数 |  |

* 1. 成果の取得方法

|  |  |
| --- | --- |
| 目標対象者 | 確認するエビデンス、手法 |
|
| 集客目標人数 |  |
| 支援開始人数 |  |
| 講座受講開始人数 |  |
| 講座受講修了人数 |  |
| 転職完了人数 |  |

1. キャリア相談対応及び転職支援の計画  
   （キャリア相談対応とは、これまでのキャリアの棚卸し、本支援を通じて目指すキャリアゴールの設定、スキルの棚卸し、リスキリング講座の検討及びリスキリング講座の受講進捗・修了確認を指す。また、転職支援とは転職準備支援及び職業紹介を指す。）
2. キャリア相談対応及び転職支援の実施方法・内容

※別添３\_キャリア相談対応・転職支援の実施方法・内容に記載

1. キャリア相談対応及び転職支援の専門体制

※別添４\_キャリア相談対応・転職支援を担う専門体制に記載

1. キャリア相談対応の質を高める工夫
2. 転職支援の質を高める工夫
3. リスキリング提供の計画
4. リスキリングのために提供する講座

※別添２\_リスキリング講座一覧に記載

1. リスキリング提供の質を高める工夫
2. 広報の計画
   1. 広報の実施内容
   2. 広報の効果を高める工夫
3. その他、本事業においてアピールできるポイント  
   （社会に与えるインパクトやリスキリング講座・サービスの新規性・独創性、既存の自社サービスとの違い、転職率、賃金引上げの度合い等）
4. 誓約事項

申請時及び事業実施期間中において、以下の内容について誓約すること。  
※各項目にチェックを入れてご提出ください

補助事業者の支援できる対象者の要件である、以下を遵守すること。

①補助事業におけるキャリア相談対応の支援開始時（補助事業者への登録時及び初回キャリア面談時）に在職者である方に限定して支援を行うこと

②雇用主の変更を伴う転職を目指していない方（リスキリング講座の受講のみが目的の方等）への支援ではないこと

キャリア相談対応の要件である、以下を遵守すること。

①キャリア相談対応段階と転職支援段階を合わせて２回以上（１回あたり30分以上）直接対話する形式での面談を実施すること

②キャリア相談の従事者は、キャリアコンサルタントの資格を有する、又は２年以上のキャリア相談対応の実務経験を有していること

③キャリア相談の従事者を束ねる管理責任者は、キャリアコンサルタントの資格及び５年以上のキャリア相談対応の実務経験を有すること

④従事者15名につき、管理責任者を１名配置していること

リスキリング提供の要件である、以下を遵守すること。

①職業との関連が明確な学びであること（趣味や教養の取得が目的である学びではないこと）

②受講期間が個人へ支援期間（2027年３月31日）を超えないこと

③受講時間が15時間以上であること（ただし、一般的に15時間未満の受講時間で取得可能な資格取得を目的としたものは対象とする）

④本事業を経由しない場合でも、同等のリスキリング講座を同価格（個人の自己負担軽減前の定価）で受けることができるものであること

転職支援の要件である、以下を遵守すること。

　①転職準備支援、職業紹介を実施すること

　②職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第１項の許可若しくは第33条第１項の許可を受けている者、又は同法第33条の２第１項若しくは第33条の３第１項の届出を行ったものが実施すること

　③キャリア相談対応段階と転職支援段階で合わせて２回以上（１回当たり30分以上）の直接対話する形式での面談を実施すること

補助対象となる事業者の要件である、以下の要件を満たすことを確認し、申請後に要件を満たせなくなった場合には、速やかに事務局に報告すること。

①経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと

②申請時において、過去５年間に職業安定法又は労働者派遣法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、交付決定時までに是正を完了しているものを除く）

補助事業者に求められる義務として、以下を遵守すること。

①公募要領「６．補助事業者に求められる義務等（２）情報収集及び報告」に当たり、事務局の目的に沿って、個人に関する情報は匿名化した状態で事務局まで提出すること

②個人へのリスキリング経費に対する補助金の支払いに際し、事務局が指定した方法により本人確認を行い、証跡を管理すること。また、事務局より指示があった場合は、証跡を提出すること

③本事業で個人情報を取得する際には、経済産業省及び一般社団法人環境パートナーシップ会議への第三者提供同意を得た上で取得すること

④補助事業に関係するアンケート調査、その他事業成果の発表等に協力していただく場合があることに同意すること

⑤「リスキリング提供」以外のキャリア相談対応、転職支援及びフォローアップにおいて、サービスを受ける個人から、サービス提供に係る費用（相談料等）を徴収しないことに同意しなければなりません。

コンソーシアム形式の申請である場合は、代表事業者が事業実施に関して全体の運営管理義務を負うことに同意すること。